

さあ、はじめよう！ 署名スタート

受任者登録700名突破 全市で一斉に街頭署名、個別署名へ

明石駅前の再開発は市民みんなの投票で賛否を決めよう—と呼びかける住民投票の直接請求署名が8月25日から始まります。市長への直接請求に踏み切った6月30日の「駅前再開発・住民投票の会」の結成以来2カ月近く、署名活動の準備を続け、署名集めに協力していただける「受任者」は700名を超えました。

24日午前に請求代表者の証明書が明石市から交付され、25日から1カ月間の署名期間が告示されます。証明書交付直後から署名を行うことができるために、同日午前市民会館大ホールで行われた落合恵子さんの講演会帰りの市民に正午からさっそく署名を呼びかけ、たくさんの署名が集まりました。

25日は全市内で一斉に受任者による署名収集が始まるとともに、午前10時から終日、明石駅前広場で署名の呼びかけと署名所を開設します。26日の日曜日にも継続します。また、他の駅前でも順次、臨時署名所を開設します。

署名スタート市民集会 154名が参加し決意

「明石の良さ」生かした駅前のまちづくり案も提案 基調講演の中崎氏

署名開始を1週間前に控えて18日、駅前の市民ホールで開かれた「署名スタート市民集会」には154名が参加し、住民投票を直接請求する歴史的意義を確認し、請求代表者や受任者らが決意を述べました。

また、集会の第一部で基調講演した明石市出身の空間構想デザイナー、中崎宣弘さんは、10歳まで暮らした明石の中心市街地が自らの豊かな感受性を育んでくれたことを話し、明石海峡



と明石公園の緑を生かした「風の道」「人の道」「小さな路地が広がる、人と自然を体感できるまち」づくりを呼びかけました。講演ではこの日のために制作したたくさんのデッサンを披露し、コンクリートジャングルではない明石らしいまちづくりを具体的に提案しました。講演の録音や提案されたまちづくりのデッサンは、駅前事務所でも公開しています。

<http://www.facebook.com/sukidayo.akashi>

直接請求署名の進め方 署名期間8/25～9/24

この署名は地方自治法に基づき、駅前再開発計画で住民投票を行うことを求める直接請求署名ですから、さまざまな法律の制約を受けます。上記の署名期間以外の署名は無効になることや、署名にあたっては下記のことにご留意してください。

署名を集められる人＝受任者

署名を集めることができるのは、請求代表者と請求代表者から委任された「受任者」だけです。

- ①受任者は明石市の選挙管理委員会にある有権者名簿に記載されている人だけです。
- ②受任者は選挙管理委員会に届け出が必要です。この直接請求の事務を取り扱っている住民投票の会に連絡してください。電話やfaxで結構です。署名簿は受任者に登録した市民に渡します。

電話/fax 078-911-5015

- ③受任者は署名が始まってからでも随時登録が可能です。署名をしていただいた方に受任者になっていただき、署名簿を預けてご家族や親類、知人等の署名を集めていただけるよう「新しい署名簿」をお預けしてください。
- ④受任者は署名期限までに署名簿を住民投票の会まで、必ず回収してください。署名終了後5日以内に署名簿を選挙管理委員会に提出しなければ無効になります。選管への提出予定は9月28日です。

10名の署名欄が一杯になったら、また、これ以上署名集めができないと判断されたら、空欄が残っていても順次、速やかに事務局へ回収をお願いします。回収方法は駅前事務所や所定の回収場所、臨時の街頭署名所に持参いただくか、電話でご相談ください。

(電話 911-5015)

署名できる人も明石の有権者

- ①署名をしていただける人も明石の有権者です。
- ②署名は自筆で、はっきりと書いてもらいましょう。署名日、住所、名前、生年月日を書き、押印してもらいます。押印は印影をはっきりと押してください。押印は認印で十分です。いわゆる三文判でも、印鑑の持ち合わせがなければ拇印でも結構です。同一家族は同じ印でOKです。
- ③署名欄は日付順に、署名の行を空けずに書いて下さい。同一家族の住所は「リ」でもOKです。名前は必ず本人の自筆です。
- ④住所も名前も、漢字が難しい場合は、ひらかなでもOKです。住所は住民票のあるところ、部屋番号まで書きます。2-4-6-303で結構です。
- ⑤もし書き損じた場合には、2～3文字程度なら二重線を引き、続けて書いて下さい。または、二重線で全部消して、次の欄に書いて下さい。
- ⑥受任者も必ず、署名欄に署名してください。署名簿5ページの「受任者の委任状」欄に住所、氏名を記載のうえ、自分の署名簿の1冊目の一人目の欄に忘れず署名してください。

署名の代筆が必要な場合

身体の不自由等で本人が直接署名できない事情がある場合には、代筆で署名できます。

代筆を頼む場合には、代筆できるのも明石市内の有権者に限ります。署名簿右端の代筆欄に、住所、氏名、生年月日を記入し、押印（または拇印）してください。請求代表者および受任者は代筆できませんので、ご注意ください。

ボランティア大募集！！

街頭署名、名簿の整理やパソコン入力作業、署名簿や文書の発送や配達、宣伝カーの運転等、直接請求運動にはたくさんのボランティアが必要です。ぜひ、お手伝いください。

お手伝いいただける仕事や日時、時間帯等を駅前事務所までご連絡ください。

常設署名所 ご協力いただけるお店等 大募集！

市内のJR、山電の駅前周辺や住宅街などにあるお店やクリーニングの取次店、医療機関等で、署名所を引き受けていただける方を募集しています。ご協力ください。TEL/fax 078-911-5015